

第 14 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の園児の項中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第1項の規定は、この条

例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。